

<重要事項説明書 1 >

通所リハビリテーションについて

◇ 介護保険証の確認

利用の申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ 通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続するために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するに当たっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士、その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇ サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事
- ③ 医学的管理・看護
- ④ 介護（日常生活上身の回りの援助。）
- ⑤ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑧ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用。）
- ⑨ その他
 - ・営業日は毎週水曜日。営業時間は午前9時30分から午後1時45分までです。但し、8月13日から15日までと、12月30日から1月3日までを除きます。
 - ・医師・理学療法士・作業療法士・介護職員が上記のサービスを担当します。
 - ・上記のサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

◇ 協力医療機関等

当施設では、病院や歯科機関に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。

◇ 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族及び県、市町村、居宅介護支援事業所等の関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応します。

◇相談・要望・苦情等の窓口

当施設には各種相談の担当者として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話0238-32-2234)

また、要望や苦情、個人情報に関係することなども、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、玄関入口に設置しております「ご意見箱」もご利用ください。

<重要事項説明書 2 >

(令和7年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 サンプラザ米沢
- ・開設年月日 平成2年1月10日
- ・所在地 山形県米沢市大字築沢3046
- ・電話番号 0238-32-2234
- ・FAX番号 0238-32-2333
- ・施設長名 北村正敏
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(山形県0650480007号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設サンプラザ米沢の運営方針]

「利用者の自立を支援し、その家庭復帰を目指し、明るく家庭的な雰囲気の中で快適な療養生活を送っていただくとともに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。」

(3) 施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	計	勤務体制
・施設長(医 師)	1		1	午前8時30分～午後5時30分
・医 師		4	4	週1回診察3名、週1回診察1名
・看護職員	12	4	16	2交代勤務
・介護職員	54(44)	3(3)	57(47)	2交代勤務()は介護福祉士数
・支援相談員	6		6	午前8時30分～午後5時30分
・理学療法士	3		3	午前8時30分～午後5時30分
・作業療法士	4		4	午前8時30分～午後5時30分
・言語聴覚士	2		2	午前8時30分～午後5時30分
・管理栄養士	3		3	午前8時30分～午後5時30分
・介護支援専門員	兼務11		11	午前8時30分～午後5時30分
・事務職員	2		2	午前8時30分～午後5時30分
・調理員	8	4	12	変則勤務
・環境衛生	5	4	9	午前8時30分～午後5時30分

(4) 入所定員等 ・定員 150名(うち認知症専門棟 50名)

・療養室 個室 28室、2人室 19室、4人室 21室

(5) 通所定員 15名

2. 利用料金

(1) 基本料金

通所利用料（要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は、介護保険一部負担額の1日当たりの自己負担が1割の場合の負担額です。）

区 分	1～2時間	2～3時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間
要介護1	369円	383円	486円	553円	622円
要介護2	398円	439円	565円	642円	738円
要介護3	429円	498円	643円	730円	852円
要介護4	458円	555円	743円	844円	987円
要介護5	491円	612円	842円	957円	1,120円

※上記のほか、食事材料代1食当たり550円、おむつ代1枚当たり150円、日常生活動作訓練に伴う原材料費等の費用（実費）

※その他専門職等配置体制や個人の状況に応じた加算があります。（別途利用料金表）

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額となります。

(2) 支払い方法

- ・利用料は、月末締めで、月初めに請求書を送付します。
- ・お支払いは口座振替または直接事務室窓口にお持ち願います。各金融機関の口座振替の場合は、請求月の26日振替とさせていただきます。直接お持ちいただく場合は、請求月の10日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。（施設の実情に合わせて利用日ごとに精算する方法も可。）

3. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、米沢市内とする。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

・協力医療機関

- 1・名称 米沢市立病院
 - ・住所 米沢市相生町6-36
- 2・名称 三友堂病院
 - ・住所 米沢市福田町2-1-55
- 3・名称 舟山病院
 - ・住所 米沢市駅前2-4-8
- 4・名称 独立行政法人国立病院機構米沢病院
 - ・住所 米沢市三沢26100-1
- 5・名称 米沢こころの病院
 - ・住所 米沢市アルカディア1-808-32

・協力歯科医療機関

- ・名称 高橋歯科医院
- ・住所 米沢市直江町6-3

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 飲酒／喫煙 … 飲酒は原則としてできません。喫煙は敷地内全て禁煙となっております。
- ・ 火気の取扱い … 火気類は一切持ち込まないでください。
- ・ 設備／備品の利用 … 設備、備品は本来の用途に従ってご利用ください。
- ・ 所持品／備品等の持込 … 他利用者との関係上、必要最小限としてください。
- ・ 金銭・貴重品の管理 … 少額（飲み物代程度）以外、絶対持ち込まないでください。
- ・ 宗教活動／政治活動 … 他利用者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
- ・ ペットの持込 … 他利用者との関係上、原則的に禁止しております。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 … スプリンクラー、消火器、消火栓、防火ドア
- ・ 防災訓練 … 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しております。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。